

令和6年度 地域生活支援拠点等の運用状況

資料5

1 地域生活支援拠点等

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう居住支援を行う機能を持つ場所や体制を整備するもの。

2 地域生活支援拠点等の機能

①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成

3 千葉市における整備方針

基幹相談支援センターを核として、すべての障害福祉サービス事業所をはじめとする既存のあらゆる社会資源を有機的につなぐネットワークにより支援体制（面的な体制）を整備する。

機能名	機能の内容	千葉市における主な取組	R 6 実績	市及び拠点コーディネーターによる評価
①相談	拠点コーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、緊急時に相談支援を行う機能	(1) 基幹相談支援センターに拠点コーディネーターを配置し、基幹相談支援センターの総合相談により緊急時の支援が見込めない世帯を把握。 (2) 基幹相談支援センターにて緊急時には24時間365日相談支援を実施。 (3) 多くの計画相談支援事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備。	(1) 拠点コーディネーター10名（各区1名以上） ・拠点コーディネーター会議実施（7回） (2) 閉所時（月～土17時～9時、日・祝日）の相談支援件数 3,502件 (3) 拠点登録体制整備活動 ・相談支援事業所意見交換会において、計画相談支援事業所が介護者の緊急時に備えることができるよう、拠点コーディネーターが作成したチラシ等を用いて拠点利用を働きかけた。 【拠点登録事業所数】 ・計画相談支援 11事業所 障害児相談支援 10事業所 (R5年度より1事業所ずつ増)	・拠点コーディネーター会議において緊急時の対応にならないような予防的な対応に重点を当てて協議し、実践することで、相談支援事業所との連携が密になり、相談員自身が緊急にならない取組を実践したり、緊急時にスムーズな支援を行うことができた。
②緊急時の受入・対応	短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能	(1) 基幹相談支援センターや相談支援事業所において緊急時のサービスの利用調整を実施。 (2) 多くの短期入所事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備。	(1) 基幹相談支援センターの対応等 ・緊急訪問支援 114件／緊急一時保護 12件 ・医療的ケアのある方が利用可能な短期入所先を医療的ケア児等コーディネーターが把握 ・メーリングリストによる緊急時の拠点登録事業所に対する支援協力要請及び呼びかけ ・児童の利用可能な短期入所先を拠点コーディネーターが把握 (2) 拠点登録体制整備 ・地域生活支援拠点の登録事業所との勉強会を実施し、受入実績のある事業所から事例報告を実施（1月24日）。 【拠点登録事業所数】 ・短期入所 13事業所 (R5年度より3事業所増)	・事業所のメーリングリストを作成することで、区を越えた協力体制の構築と一時預かりの場について把握することができ、緊急時の支援体制の整備につながった。 ・受入実績のある事業所からの報告により、拠点としての役割が明確になり、登録事業所の増加に繋がった。
③体験の機会・場	地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能	(1) 計画相談支援事業所等に向けて、介護者の緊急時のための体験利用について啓発。 (2) 基幹相談支援センターが、精神障害者の地域移行や地域定着に取り組んでいる千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業に参画。 (3) 多くの地域移行支援事業所や日中活動系サービス事業所が拠点の登録を行えるよう体制整備。	(1) 体験利用の啓発 ・拠点コーディネーターが体験利用キャンペーンを企画し、計画相談支援事業所に対し、利用者に体験利用の促しを行うよう周知を行った。 (キャンペーン3回開催・計48名参加) ※体験利用キャンペーンの申込後、グループホームや短期入所事業所が登録しているメーリングリストを利用してマッチング ・キャリアセンター在職者交流会で、地域生活支援拠点等の勉強会を実施。当事者の方と家族の体験談の講演を行った。 (10月26日・117名参加) (2) 基幹相談支援センターが参加した千葉市精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業で啓発活動の実施。 ・公民館講座（7月20日、10月19日、10月26日、3月8日） ・若年層向け普及啓発講座（11月28日、12月3日、12月18日、1月23日） (3) 拠点登録体制整備 ・登録事業所向け意見交換会を行った。 【拠点登録事業所数】 ・地域移行支援事業所 4事業所 (R5年度より1か所増) ・日中活動系サービス 15事業所 (R5年度より1事業所増) 【メーリングリスト登録事業所数：58事業所】	・体験の場や機会について啓発を行うことで、介護者や事業所が緊急時に備える機会の提供を行うことができ、緊急時を緊急時にならない体制づくりの推進に繋がった。

機能名	機能の内容	千葉市における主な取組	R 6 実績	市担当者及び拠点コーディネーターによる評価
④専門的人材の確保・養成	医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能	(1)医療的ケア児等支援部会において支援体制の検討や研修を実施。 (2)行動障害を考える会において支援体制の検討や研修を実施。 (3)高齢化した障害者や、高齢者と障害者の世帯への支援のため、あんしんケアセンターと連携会議（地域部会等）を開催。 (4)地域生活支援拠点等コーディネーター主催研修会の開催。	(1)医療的ケア児等支援部会 ・支援体制の検討会 (5月16日/6月20日/8月15日/9月19日/10月17日/11月22日/12月19日/1月16日/2月20日/3月19日) ・地域支援について (5月16日/6月20日/7月18日/11月21日) ・医療的ケアのある方の受け入れをしている事業所向け研修会（9月6日） (2)行動障害を考える会 ・行動障害関連アンケートの検討・分析・活用方法等について (5月22日/12月23日/1月15日/3月19日) ・行動障害の理解を目的とした研修会 (7月17日/9月18日) (3)あんしんケアセンターとの連携会議 ・地域部会36回（年6回×6区）開催。 ・多職種連携会議、地域ケア会議に参加。 (4)地域生活支援拠点コーディネーター主催研修 ・拠点登録事業所向け勉強会※グループホーム、短期入所向け(7月26日) ・医療観察法勉強会（8月2日） ・登録事業所向け勉強会（1月24日） ・てんかんを学ぼう（1月30日）	・各種会議や地域生活支援拠点コーディネーター主催研修の開催により、医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方等の知識を深める機会となるとともに、地域生活支援拠点の啓発に繋がった。
その他の取組 (地域の体制づくり)	拠点コーディネーターを中心に地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能	(1)地域生活支援拠点等の啓発を行う。 (2)地域自立支援協議会や拠点コーディネーター会議等において、地域の体制づくりを検討。 (3)拠点登録した相談支援事業所が地域体制強化共同支援加算を算定できる体制を整備。 (4)地域のニーズ把握のための調査の実施・検討。	(1)啓発活動 ・キャリアセンター在職者交流会（9月10日） ・千葉市シェルター関係機関との情報交換会（マザーズコンフォート、住まいサポート、こども支援課、福祉まるごとサポートセンター、保護課障害福祉サービス課、生活自立仕事相談支援センター、6区障害者基幹相談支援センターが参加）（11月15日） ・千葉市地域生活支援拠点実践報告会&勉強会（12月20日） ・行動障害を考える会に拠点メンバーで参加（3月3日） ・千葉市地域生活支援拠点動画掲載（R5年度公開開始） https://ckikan.or.jp/kikan/202303.mp4 ・千葉市地域生活支援拠点メーリングリストを作成（58事業所） ・計画相談支援事業所の相談員に介護者の緊急時の対応を考えたプランを依頼。また、一度もショートステイ等の利用がない方に体験利用やショートステイの利用を促すことを徹底。 (2)会議開催 ・地域自立支援協議会 全体会：1回 ・地域自立支援協議会 運営事務局会議：6回 ・地域自立支援協議会 地域部会：36回（再掲） ・拠点コーディネーター会議の開催：7回（再掲） (3)地域体制強化共同支援加算：0件算定 (4)実態調査の実施 ・行動障害のある方について、行動障害10点以上の在宅者に対して、実態調査を行ったものに対して、緊急性が高い方にアットリーチ。 【拠点登録事業所数】 ・居宅介護 5事業所（R5年度より2か所増） ・重度訪問介護 3事業所（R5年度から増減なし）	・交流会等の開催は、拠点の取組を知ってもらう機会となっているだけではなく、事業所同士の情報共有の場にもなっている。また、研修会に参加した未登録の事業所から登録の希望もあり、登録していない事業所に向けた啓発としても有効な活動となっている。